

6 消防相互応援協定等の状況

(1) 福岡県消防相互応援協定

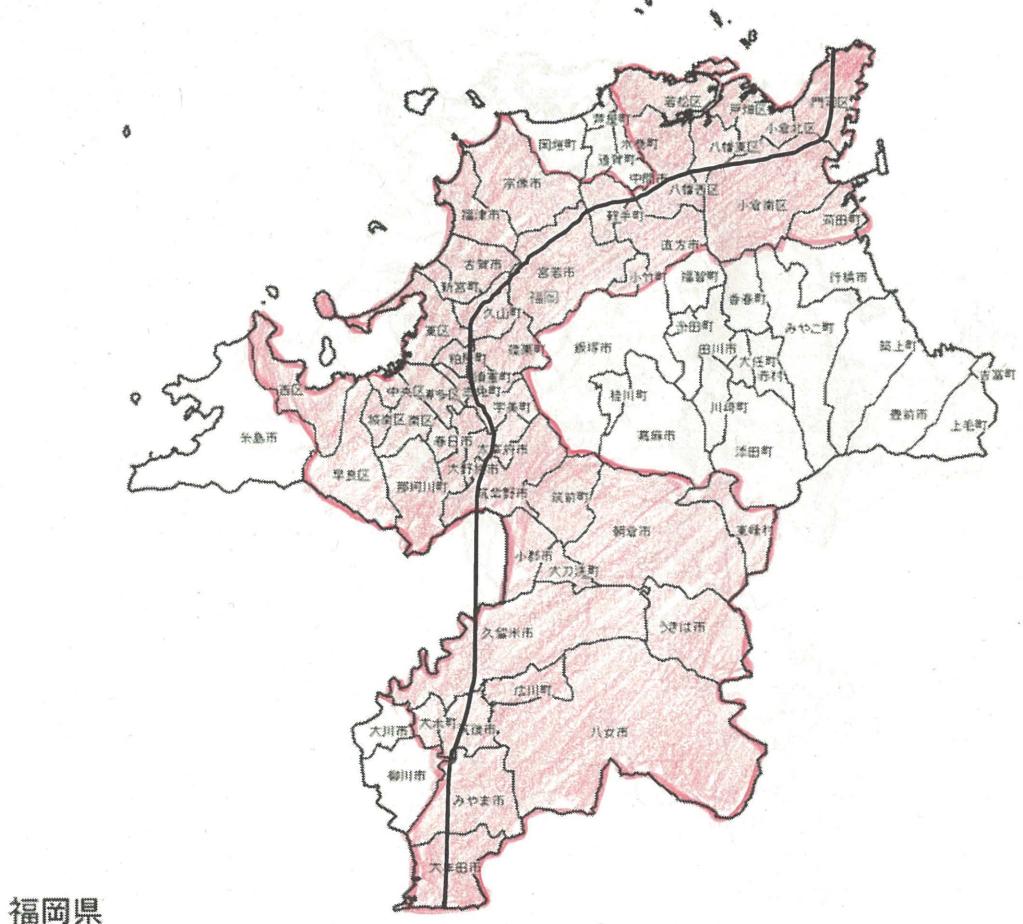
福岡県内において大規模な災害が発生した場合の広域応援体制を確立する為、福岡県内の全市町村60団体と全消防本部25本部が相互に応援を行う為の、福岡県消防相互応援協定が締結され、平成元年4月1日から施行された。
尚、この協定は、航空機による応援体制も福岡県広域航空消防応援実施要綱として盛り込まれている。

(2) 高速自動車道における消防相互応援協定

九州縦貫高速自動車道において火災、事故等消防業務を必要とする災害が発生した場合に協定市、及び組合相互間の消防力を活用して、災害による被害の軽減を図ることを目的とし、福岡県内の6市と10消防本部との間に高速自動車道における消防相互応援協定が締結され昭和61年10月15日から施行された。

・福岡県消防相互応援協定 福岡県全域

・高速自動車道



(3) 福岡都市圏市町消防相互応援協定

火災、救急救助事案その他の災害が発生したとき、協定市町（現在9市10町・6消防組合）相互間の消防力を活用して、災害等による被害を最小限に防止し、安寧秩序を保持することを目的とし、福岡都市圏市町村消防相互応援協定が締結され、昭和55年3月1日から施行された。

(4) 常備消防間消防相互応援協定

火災又は地震等の災害発生の際、関係組合の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

(ア) 飯塚地区消防組合、粕屋南部消防組合

消防相互応援協定（昭和63年10月17日）

(イ) 直方・鞍手広域市町村圏事務組合、粕屋南部消防組合

消防相互応援協定（平成元年5月1日）

・福岡都市圏市町消防相互応援協定

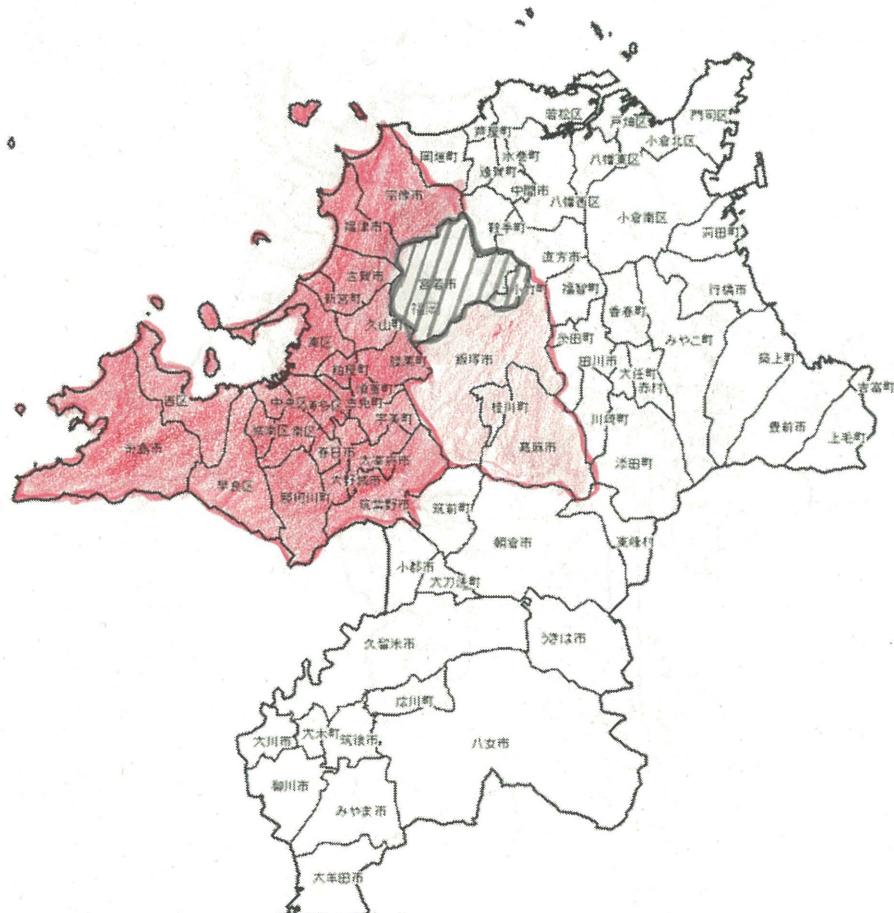


・直方・鞍手広域市町村圏事務組合、

粕屋南部消防組合消防相互応援協定



・飯塚地区消防組合、粕屋南部消防組合



福岡県